

日常生活用具種目一覧表

区分	種目	基準額(円)	対象者	耐用年数	介護保険
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上又は寝たきりの状態にある難病患者等で学齢児以上	8	●
	特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障害2級以上、又は重度の知的障害又は寝たきりの状態にある難病患者等で3歳児以上	5	●
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害1級以上又は自力で排尿できない者で学齢児以上	5	●
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳児以上	5	
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能2級以上又は難病患者等で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する学齢児以上	5	●
	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上又は難病患者等で3歳児以上	4	●
	訓練いす(児のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳児以上	5	
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児又は、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障害3級以上又は難病患者等で3歳児以上	8	●
	便器(手すりを加算5,400円)	4,450	下肢又は体幹機能障害2級以上又は難病患者等の常時介助を必要とする学齢児以上	8	●
	T字状・棒状のつえ	5,300	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上	3	
	移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上で3歳児以上、又は下肢が不自由な難病患者等	8	●

日常生活用具種目一覧表

頭部保護帽(既製品は、80%の範囲内)	36,750	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)・精神障害者	3	
特殊便器	151,200	上肢障害2級以上、重度の知的障害又は上肢機能に障害のある難病患者等で学齢児以上	8	
火災警報器	15,500	障害等級2級以上、難病患者等又は重度の知的障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8	
自動消火器	28,700	障害等級2級以上、難病患者等又は重度の知的障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8	
電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上又は重度の知的障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	6	
視覚障害者用はかり	21,000	視覚障害者2級以上の世帯及びこれに準ずる世帯	5	
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上で学齢児以上	10	
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級以上ののみの世帯及びこれに準ずる世帯	10	
防災用ベスト (障害者等が容易に使い得るものであつて、日常生活品として一般に普及しているもの)	5,000	聴覚障害者又は視覚障害者等で必要と認められる者であつて学齢児以上	—	
防災用リュック (障害者等が容易に使い得るものであつ	7,000	聴覚障害者又は視覚障害者等で必要と認められる者であつて学齢児以上	—	

日常生活用具種目一覧表

	て、日常生活品として一般に普及しているいもの)				
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害 3 級以上の自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う 3 歳児以上	5	
	ネブライザー(吸入器)	36,000	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害で必要と認められる者又は難病患者等のうち呼吸機能に障害のあるもの。	5	
	電気式たん吸引器	56,400			
	ネブライザー付吸引器(両用器)	72,450			
	酸素ボンベ運搬車	17,000	在宅酸素療法者	10	
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	視覚障害 2 級以上ののみの世帯及びこれに準ずる世帯	5	
	視覚障害者用体重計	18,000		5	
	視覚障害者用血圧計	15,000		5	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	5	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声言語機能障害又は肢体不自由者で发声発語に著しい障害を有する学齢児以上	5	
	情報・通信支援用具※1	100,000	上肢機能障害又は視覚障害 2 級以上で学齢児以上	6	
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者で必要と認められる者	6	
	点字器	10,400	視覚障害 2 級以上で学齢児以上	5	
	点字タイプライタ	63,100		5	

日常生活用具種目一覧表

	—			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000		6
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	99,800		6
	視覚障害者用時計	13,300		10
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000		6
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能となる学齢児以上	8
	聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害3級以上又は音声発語障害で学齢児以上	5
	人工内耳用空気電池	月額 2,000	聴覚障害で人工内耳装着者	—
	人工内耳用充電池	7,650		1
	人工内耳用充電器	12,600		3
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害2級以上で学齢児以上	6
	人工喉頭(電池・充電器込)	70,100	喉頭摘出者で学齢児以上	4
	福祉電話(貸与)	83,300	聴覚障害又は外出困難な身体障害者2級以上で障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	10
	点字図書	年間 6 タイトル又は24巻まで	主に情報の入手を点字によっている視覚障害で学齢児以上	—
排泄管理支援用具※2	ストーマ装具(蓄尿袋)	月額 12,000	ストーマ造設者で3歳児以上	—
	ストーマ装具(蓄便袋)	月額 9,000		

日常生活用具種目一覧表

	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	月額 12,000	高度の排便、排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者で3歳児以上	—	
	収尿器	8,500	高度の排尿機能障害者	—	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性の脳病変で障害等級3級以上又は難病患者等の学齢児以上	1回限り	●

●介護保険対象者は介護保険制度による給付・貸与が優先となります。

※1 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいいます。

※2 排泄管理支援用具は、障害者支援施設等の施設又は医療機関(以下「施設等」という。)に入所又は入院をしている者についても対象とします。この場合、施設等で具備している用具については、この事業による給付を受けることができません。